

# 総務委員会会議録

令和4年6月23日(木)  
(開会) 10:00  
(閉会) 11:53

## 【 案 件 】

1. 議案第56号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)
2. 議案第68号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)
3. 議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
4. 議案第62号 財産の取得(消防ポンプ自動車)

## 【 報告事項 】

1. 工事請負契約について

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第56号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○財政課長

「議案第56号 令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」について、ご説明いたします。「議案第56号」と表示されております補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に2億8495万3千円を追加して、814億4255万3千円にするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金、県支出金及び市債につきましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。

繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整として、1億9023万8千円追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、財産管理費の普通財産管理費では、入会権確認等請求控訴事件の和解に伴う弁護士謝礼金、141万3千円を計上するものでございます。

交通安全対策費の通学路緊急対策事業費では、国の補助制度を活用して、通学路の整備を行うため、2320万円を計上するものでございます。

諸費の空家等流通プラットフォーム構築事業費では、国の補助制度を活用して、空家を住む場所、働く場所として流通させることで、空き家等の課題解消を図る仕組みづくりのため、9650万円を計上するものでございます。

5ページをお願いいたします。民生費、高齢者福祉費の地域密着型施設等整備補助事業費では、県の補助制度を活用して、面談室の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図る整備を実施する事業所に補助するため、280万円を計上するものでございます。

児童福祉総務費の子ども家庭総合支援拠点運営事業費では、国の補助制度を活用して、支援拠点の医学的見地からのアドバイスを充実させるため、医師の配置経費75万1千円を追加するものでございます。

農林水産業費、農業振興費の水田農業DX推進事業費では、県の補助制度を活用して、スマート農業機械、設備の導入経費を補助するため、1836万1千円を計上し、畜産業費の地域畜産農政振興対策事業費では、県の補助制度の補助対象経費の変更があり、その差額分174万円を追加するものでございます。

商工費、観光費では、内野宿長崎屋管理費で、今定例会に議案を提出しております長崎屋の建物等の不法占有者に対する退去及び明け渡しを求める訴えを提起する際に必要な弁護士謝礼金などの経費、84万4千円を計上し、サンビレッジ茜管理費で、スキー場の非常用予備自家発電設備の修繕費用1300万円を追加するものでございます。

土木費、公園費の公園施設長寿命化事業費では、国の補助制度を活用して、公園施設の改修を実施するため、1750万円を計上するものでございます。

教育費、文化財保護費の嘉穂劇場保存整備事業費では、嘉穂劇場の耐震診断等の調査経費及び進入路の確保等に必要用地の購入費用として1億884万4千円を追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。繰越明許費では、年度内の事業完了を見込むことができないし尿収集車購入事業、嘉穂劇場保存整備事業耐震診断調査委託料について、追加するものでございます。

7ページ以降に、今回の補正に係る歳入及び歳出予算額の推移表、市債及び基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において、審査要望のあった件の答弁を求めます。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

令和4年6月20日の本会議の議案質疑時におきまして、補正予算概要書4ページ、歳出、総務費、諸費の空き家等対策事業費につきまして、9650万円を使う案件なので、費用対効果が求められるが、どうなっているのかということについて、ご説明させていただきます。

事業の効果といたしまして、本事業について、新聞等にも取上げておりますが、市民への空き家解消やデジタル化における取組の認知度を高め、デジタル田園都市国家構想の第1弾の採択を受けておりますことから、飯塚市自体のデジタル化に積極的な都市としての知名度を高めることにつながるなど、情報発信の効果は大きいと認識しております。

その上で、事業そのものの効果といたしましては、主に3点がございます。1点目は、不動産事業者等々と連携し、Uターン人材や、都市圏企業に物件を紹介するなど、飯塚市内の中古住宅市場の活性化と都市圏住民の移住、企業の誘致としての効果、2点目は、撤去、活用の両面におきまして、空き家所有者の具体的な行動を促す効果、これは国土交通省の調査によりますと、空き家の発生理由の54.6%は、相続して取得したことによりますことから、空き家の発生においては、所有者が遠方かつ複数のケースが想定されるため、空き家管理におきまして、リモートやアクセスの容易性など、デジタル技術の活用は効果的であると考えております。3点目は、先端情報技術であるブロックチェーン技術を核としました新産業創出の環境整備を促進する効果がございます。

費用につきましては、国の交付金事業となりますことから、市単独費用は約950万円。その効果額につきましては、数値化いたしますと、本事業の実施計画書の成果目標としまして、初年度は空き家物件については、30件程度を空き家管理システムに反映し、空き家流通システムを用いて周知を図り、都市圏からの移住者3人、都市圏企業のオフィス誘致2社を目指すこととしており、3年後には、都市圏からの移住者を合計9人、都市圏企業のオフィス誘致を合計6企業の成果と目指しております。3年後の定量的な効果といたしまして、前提としまして、サテライトオフィス企業の移住者を1企業当たり2名、普通地方交付税としまして、1人当たり9万円、個人市民税につきましては、令和3年度の決算額を基に平均約9万3千円とし、移住者については、世帯当たり人員を2.15人で割戻しまして、1世帯当たりの納税義務者を1人と仮定し、移住者4世帯として算出いたしますと、年間で累計、337万8千円の歳入見込みとなり、10年間では、単純計算でございますが、3300万円の歳入の増加となりま

す。以上が効果額の試算とはなりますが、飯塚市が、本事業を通して、デジタルを活用した空き家の解消に積極的に取り組むことで、中古住宅市場やリノベーションなどの空き家管理ビジネスにおいて、民間活力を高めることができ、そのような持続的な空き家解消の仕組みづくりにつなげることを目指しております。空き家解消の成果をはじめとしました事業全体の評価を担う飯塚市空家等対策協議会のご意見をいただきながら、本事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

今、説明のありました総務費の諸費、空家等対策事業費についてちょっとお尋ねしますが、今、費用対効果はお聞きしました。それでこれはNHKだったと思うんだけど、空き家を3Dで見ながら、どういった間取りなのかとか、そういうことで呼び込むんでしょけれども、まずこれは、どこの所管で実施する予定でしょうか。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

まず、事業に取り組む市の体制をちょっとご説明させていただきたいと思います。本実施主体は飯塚市となりまして、社会課題解決に向けたデジタル実装との観点から、事業の全体管理は、経済政策推進室産学振興担当が担います。また、空き家情報を反映した3D都市モデルにつきましては、都市計画課が主体となります。また、事業の全体評価を建設政策課が行い、随時、飯塚市空家等対策協議会に報告することとしております。

○小幡委員

所管はわかりました。仮に、私が空き家を持っているとしますよね。空き家の調査、もしくは所有者は、このシステムに参入したいというか、お願いしたい場合、どういったスタイルで想定されていますか。要は、私はこんな家を持っているんだけど、と飯塚市に申し上げるわけ。所管がそれを受け継いで、その家の3D写真を取りたいとか何とかあって、不動産屋につなぐ、どういうイメージで流れていくのか、その流れをちょっと説明してください。

○経済政策推進室長

空き家の管理システム、3D都市モデルというところなんですけど、個人情報に留意しつつやっついていけないといけないというところは、私どもも認識しております。その中で、まだ予算のご議決いただいておりませんので、今、取り組んでおりますところは、大学の先生と不動産取引において、個人の所有者と空き家の購入を希望する方、これをつなぐところで、直接的につなげるかどうか、あるいは不動産事業者をきちんと間に入れないといけないかどうか、そのところから確認をしているという、今の状況でございます。宅建協会さんなどを含めて、ご指導いただきながら、どういった取引ができるかというところを含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

○小幡委員

まだそういう段階なわけですね。要は今説明によれば、空き家の売買がメインですか。報道等を見ますとあっせんしながら、紹介しながら、建物の賃貸の手伝いはしないわけ、結局は売買が目的でやるんですか。

○経済政策推進室長

空き家そのものの増加を抑制したいという観点に立っておりますので、空き家の撤去、それから利活用、賃貸、売却、そういったところで、空き家所有者の方のご意向を酌み取りながら、事業としてやっていければというところで考えております。

○小幡委員

再確認しますけれども、まだはっきりはしていないけれども、所有者の要望も含めて賃貸とか、売却とか、そういう意向を聞きながら進めるということですよ。そこに今不動産をちゃ

んとかますのか、飯塚市が直接やるのかはまだはっきりしていないと。今、想定された費用対効果の説明を受けましたけど、これは新しい世帯を呼び込む目的がありますよね。それは、売却で来てもらうこともあろうし、借地として来てもらうこともある想定の下で、費用対効果の説明があったという理解でよろしいんですか。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

はい、おっしゃるとおりでございます。

○小幡委員

あとちょっと続けていきます。次に、5ページ、児童福祉総務費ですね。ここに子ども家庭総合支援拠点の機能を充実させるために、医学的な見地からアドバイスが可能な医師、非常勤1名を配置すると。要は、医者を1名キープする予算ですよ。この目的とどこに配置するのか。それを利用するためには、どのようにして相談するのか。全体的な流れの説明をお願いします。

○子育て支援課長

今回、医師の配置を目指していますのは、子ども家庭総合支援拠点の中に配置する予定でございます。その中では現在今、拠点の中で新たに子ども家庭支援員として、社会福祉士や心理担当支援員、弁護士等を既に配置しておりますけれども、それに加えて、医学の見地のアドバイスをいただくために、医師を配置するものでございます。ですので拠点の中で、会議のときに意見をいただいたり、また、子ども家庭支援拠点は、子育て支援課内に設置しておりますので、そちらの中で母子保健係など保健師等が、乳児との直接の接点の中で相談を受けたり、会議以外でもアドバイスをいただけるような形で、想定としては、大体週に1度来ていただいて、その中でいろんなアドバイスをいただくというふうに考えております。

○小幡委員

そのメンバーの中に、医療的な見地から相談をするために非常勤の医師を1人、入ってもらおうと、週1ということで、これは一応年間予算ですか。

○子育て支援課長

週に1回来ていただくということで、7月から来年の3月までの年間の予算でございます。

○小幡委員

7月、来月から、予算が通って来月から来春の3月までということですね。これは、ずっと継続ができそうなんですか。これっきりなのか、今さっきも、これは国からの補助金があったのかな、2分の1。まだ継続的できそうとかいう国の方針は何か聞いておられますか。

○子育て支援課長

国の補助は、今回はついておりますけれども、こちらの配置については、飯塚市の子ども家庭総合支援拠点の非常勤特別職として配置いたしますので、今後も来年度以降も継続して配置したいとは考えております。

○小幡委員

続けて商工費、観光費の中の、内野宿長崎屋の件ですけれども、不法占有者を今度裁判所に訴えようということなんですけれども、流れだけ。予算が通った後、どういったスケジュールで裁判まで持っていくのか、そこだけ説明をお願いします。

○商工観光課長

今回の予算を議決いただきまして、今後の流れということでございます。まず、明渡しの判決を終える前に、占有移転禁止の仮処分申請、保全の執行の手続を行います。その後、訴訟を行い、明渡しの判決が出る前に、これについては、保全執行になりますけど、現在の占有者から他の人に占有が移ってしまわないような形で、仮処分申請を行います。その後、保全執行の申立てを行った後、保全執行の決定正本が送達されましたら、執行官が現地に出向きまして、目的物を執行官保管にする旨を告げ、公示書の張り出しを行うということとなります。その後、

明渡し訴訟の手續につきまして、裁判所判決というようになっていくような流れでございます。

○小幡委員

質疑の中であっていましたよね。最終的に裁判命令が出て、退去するかどうかははっきりしないということだっただけ想定されていますので、水道とか電気とか止めるべきではないかというようなこともあっていました。電気を止めたり、水道を止めたりしても、水は買ってあげればいいし、電気だっただけ発電もありますんでね。人を出すというのは大変なことなんでしょうけれども、ここはしっかり頑張ってください。

それと続けていきます。公園費の中に、各所改修工事ということで1750万円、笠置ダムの休憩所とか、旌忠公園とか、健康の森の公園の遊具等の改修工事ということがありますが、それぞれどのような遊具をどんなふうに改修するのか、もしわかれば概略だけ説明願いたいと思います。

○都市計画課長

概略でございますけれども、今予定しておりますのが、旌忠公園につきましては、ブランコの更新となります。笠置ダム公園につきましては、休憩所の更新となります。それから健康の森公園につきましては、アスレチック遊具の更新ということになります。それから芦原公園につきましては、スプリング遊具、子どもが乗って、動物の形をして乗って遊ぶ遊具ですね、そういった遊具の更新、それから市民公園につきましては、休憩所の更新ということになっております。

○小幡委員

最後にしましょう。教育費のほうで、嘉穂劇場ですか、これ。ここの嘉穂劇場の教育費、文化財保護費、これをもう1回ちょっと概略を説明願いたいんですけども。

○文化課長

今回、文化財保護費として嘉穂劇場保存整備事業費として予算のほうを要求しております。内容といたしましては、嘉穂劇場の耐震診断調査のための費用、及び進入路等の確保のため周辺用地を買収するための費用を予算要求しております。具体的には、耐震診断委託料として5686万4千円、用地購入費として5198万円となっております。

○小幡委員

この内訳の中の耐震診断、これは繰越明許費の中で分かるんですけども、用地購入費5198万円とあるじゃないですか。これは質問もあっていましたけど、もともと譲渡を受けたのは、嘉穂劇場の建物と建物が建っている土地を有形文化財ということで、飯塚市がもらい受けたということでしたね。今、進入路が2か所ありますけれども、個人所有の土地を今から買わなければいけないということで、買うんでしょうけれども、この5198万円というのは、平米単価にして出されたんでしょうけれども、購入する予定の面積と平米単価を教えてください。

○文化課長

今回、土地取得のための費用としては、先ほどご答弁しましたとおり用地取得費として5198万円を計上しております。今回、購入予定の面積が2372.17平方メートル、こちら実測の面積となっております、この面積で割戻しをいたしますと平米当たり2万1912.43円となっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：26

再 開 10：26

委員会を再開いたします。

○深町委員

私のほうから先ほど重複しますが、文化財嘉徳劇場耐震事業費について、執行部をお願いしたいんですけど、本件を審査するに当たり、用地買収をした位置が分かる配置図、それから前面道路の路線価格が分かるような資料、これをちょっと要求したいので、委員長でお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま深町委員から要求がっております資料は提出できますか。

○文化課長

資料については提出ができます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま深町委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 27

再 開 10 : 27

委員会を再開いたします。

サイドブックに掲載しましたので確認をお願いします。ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

資料、ありがとうございます。次に、この場所については鑑定評価を実施したと思いますが、どのような結果になっているのでしょうか。

○文化課長

今回の鑑定評価についてのお尋ねでございますが、この予算が成立しました後に、相手方との売買の交渉に入っていくため、情報公開条例第8条第3号(イ)に基づきまして、公開することによりまして、当該事務事業、または将来の同種の事務事業の目的が損なわれる。その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすことが考えられるため、契約成立前の答弁のほうは差し控えをさせていただきます。なお、今回の不動産鑑定につきましては、取得予定地の対象物件と類似の地域の物件を比較をしまして、取引の事例などを参考として評価する取引事例法を採用をされております。具体的には、近隣の状況等により試算をされました標準価格をもとに、対象地域について個別に接道の状況や土地の形状など、要因の格差を勘案した上で算定をされておりますので、今回の不動産鑑定については、妥当であるものと考えております。

○深町委員

平米当たり、ここに書いてあります2万3千円ということで、同僚議員からの質問のところで平米当たり2万1800円ということが出ていますので、比較はできるのでありがとうございます。

次に、耐震調査委託料が計上されていますね。どのようなスケジュールで考えているのか、また耐震に問題がある場合は、耐震補強工事などは考えてあるのですか、お答えください。

○文化課長

今回の耐震診断の委託期間としましては、18か月程度を見込んでおります。このため予算は、繰越明許を設定をいたしております。予算が成立をしましたら、速やかに業務発注を行いまして、今年度中には地盤の調査と建物の調査を行います。その後、その調査結果を基に嘉徳劇場の耐震診断とその結果による補強の計画案を作成していく予定としております。そのためご質問いただきましたとおり、耐震診断に支障があった場合には、この嘉徳劇場の文化的価値を損なわないような補強の工事を行っていく必要がありますので、そのための補強計画案を、今回の業務委託の中で策定をしていく予定にしております。

○深町委員

耐震工事には、莫大な費用がかかるように考えられますが、このほかにも私たちが気づかない、目には見えないものが経費として、いろいろとかかる可能性があると思うんですけど、それで市長にちょっとお伺いしたいんですけど、それでもこの嘉徳劇場を復興させるという方針は変わらないでしょうか。費用がどのくらいかかるのかと予測がつかない状態の中で、お答えください。

○教育部長

現在、嘉徳劇場が休館して1年、本市が贈与を受けて9か月が経過しようとしておりますが、この間嘉徳劇場を早く再興してほしいというお声も寄せられております。嘉徳劇場は、この地の歴史を物語る国登録有形文化財で、嘉徳劇場を通じて、本市の文化振興、文化の発信を行っていく拠点の一つとなり得ると判断し、昨年度に議会の議決をいただき、贈与を受けた劇場でございます。嘉徳劇場は既に建設から90年を経過しており、老朽化も見られることから、当初から再開に向けては一定の改修費は必要と考えておりましたし、維持していくためには、継続的な改修費等も必要になると理解しております。しかしながら、市民の方々に安心して利用していただくためには、一番に安全対策の措置はとっておかなければならないと考えております。劇場は既に雨漏りが生じておりますので、今後屋根の補修なども必要となってまいります。地域の宝として残す判断をし、現在嘉徳劇場の新たな活用策について検討する附属機関を設置して審議を進めておりますが、今後活用していくに当たっては、活用の方法によっても、事業費は異なってまいります。そこに向けた投資額やその運用方法などについては、広く皆様のご理解をいただきながら取り組んでいきたいと考えておりますし、まずは早期の再開に向けて努力をしてみたいというふうと考えております。

○深町委員

よくわかったんですけど、嘉徳劇場の復興について、国の有形文化財ですかね、ということで、国とか県とか、そういうところから少しお金が出るような、そういう話はないのでしょうか。

○文化課長

嘉徳劇場の改修に当たりましては、国の登録有形文化財であります嘉徳劇場について、補助の対象となる事業ということはございますので、その活用についても進めていきたいと考えております。

○委員長

ほかに嘉徳劇場保存整備事業費について、質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっとごめんなさい、耐震のほうを先にやろう。今、深町委員からありましたけれど、耐震診断をなさるといことで、5千万円ぐらいの予算が組んでありますけど、あれは木造ですよ、基本的にね。木造の建物の耐震診断、診断レベル的には震度6、7、どれぐらいまで耐えられるような計画となおかつ第1診断から第2、第3診断まであるんだけど、この予算はどこまでの診断レベルを考えられた予算ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：37

再 開 10：38

委員会再開いたします。

嘉徳劇場以外で、ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

まず、交通安全対策費についてお伺いします。通学路の整備を行うということですが、整備

を行う場所が決まっているのでしょうか。決まっているのであれば、その場所とどんな工事を、工法というか、工事をされるのか、具体的にちょっとお聞かせいただきたいんですけどお願いします。

○土木管理課長

本事業につきましては、令和3年6月に千葉県八街市で5人の児童が死傷した交通事故の発生を契機に、全国的に通学路の緊急安全点検が実施されております。飯塚市におきましても、令和3年8月に学校、教育委員会、国・県の道路管理者、警察と合同で通学路の安全点検を実施いたしました。この安全点検により、通学路における危険箇所の抽出を行い、道路管理者としての対策を実施するものでございます。具体的な事業箇所につきましては、立岩小学校通学路校区で立岩地内で2か所、飯塚小学校通学路関係で西徳前1か所、穂波東小学校通学路関係で平恒地内に1か所、飯塚鎮西小学校通学路関係で潤野地区に1か所、伊岐須小学校通学路関係で伊岐須地内3か所、相田地内1か所を合計9か所で事業実施をする予定としております。事業の対策の内容ですが、外側線の設置、グリーンベルトの設置、交差点絞り込みによるゼブラ帯の設置、そのような事業内容となっております。

○深町委員

今、聞いたんですけど、9か所と言われるのですが、このほかに次に来年度以降の計画があるのか、それもお答え願います。

○土木管理課長

昨年実施しました安全点検においては、32か所の危険か所を抽出しております。令和5年度以降に残り23か所の対策を実施する予定としております。

○深町委員

わかりました。ありがとうございます。次に、空き家対策、先ほども同僚議員からも質問があったので、重複するかもわかりませんが、システム構築委託料や空き家対策管理システム構築委託料が計上されていますが、委託先がわかれば教えてください。

○経済政策推進室産学振興担当主幹

空き家等管理システム構築委託につきましては、3D都市モデル向け測量調査、住宅査定システム開発、そして空き家管理向け3D都市モデル開発に分けた委託を検討しております。3D都市モデル向け測量調査及び空き家管理向け3D都市モデル開発につきましては、都市計画コンサルを委託先とし、住宅査定システム開発につきましては、不動産鑑定会社への委託を考えております。また、空き家等流通システム構築委託につきましては、情報漏えいや不正改ざんを防止しつつ、空き家情報を安全に流通させる仕組みにブロックチェーン技術を活用しますことから、ブロックチェーン技術開発企業、いわゆるIT企業を考えております。なお、本事業の参画企業の選定につきましては、提案公募方式をする予定でございます。

○深町委員

わかりました。それでちょっと私のほうも聞きたいことがあるんです。これは空き家対策ですけど、先ほどちょっと説明の中で、家屋を壊した後の空き地も、またこれに載せていくということだったんですが、空き家の今建っているところの土地だけで、空き地とかいうのも、業者というか、持ち主から申請があれば、空き地としても載せる可能性もあるのでしょうか。

○経済政策推進室長

空き地ということでございますが、先ほどご説明させていただきましたこの事業につきましては地域課題の解決といたしまして、空き家の増加を抑制したいというところを1点ございます。そういったところで、今後将来的にはというところはございますが、本事業におきましては空き地については検討しないと、空き家について検討していきたいというふうを考えております。

○深町委員

次に、デジタル技術を用いて、先ほどどのような地域の空き家をデジタル化して、戸数はどのくらい程度というの、先ほどお聞きしましたので、これについてはわかりました。次に、空き家の解消、これは私の意見ですけど、まずは所有者が不明な物件について、所有者を特定させることが重要だと思います。登記情報は誰も知ることができますが、所有者が亡くなったり、その近くに住んでいない場合は、物件を購入したくても誰と交渉していかわかりません。個人情報保護の問題があるかもしれませんが、所有者を特定させ、その情報を不動産業者などが把握することができるようになれば、空き家解消対策の一つになると考えますので、ご検討のほどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、畜産振興事業費についてお尋ねします。これは、県の10分の10ということで、県補助ということなんですけど、まず本市で畜産を営んでおられる方の業種や、それから肥育、養鶏などのそれぞれの業種名、それから戸数が、どのぐらいの戸数があるのか、お答え願ひします。

○農林振興課長

畜産を営んでおられる個人または法人等の数ですが、乳用牛農家は3件、肉用牛農家は繁殖、肥育を含め14件、養豚農家は3件、養鶏農家は5件でございます。

○深町委員

次に、本事業は、業種と戸数が対象となっていますが、そのうち予算計上は全ての方を対象としているのか、また対象者を絞って計上されているのか、お示してください。

○農林振興課長

今回の事業につきましては、県からの要望調査が令和3年7月にありまして、先ほどお答えしました全ての畜産農家25件に対し、ファクス等で周知を行い、そのうち3件の畜産農家の方々が申請されましたので、3件分を予算計上しておりました。

○深町委員

次に、観光費、先ほど同僚議員からの質問ありましたが観光施設管理運営事業費についてお尋ねします。今回、裁判費用が計上されていますが、施設や契約内容を適切に管理し、把握していれば、このようなことは起こらなかったのではないかという思いがあります。このことについてはどのように考えておられるのでしょうか、お示してください。

○商工観光課長

令和2年度末まで内野地区の活性化事業、また観光事業の拠点としての活用を条件といたしまして、一般社団法人内野地区活性化協議会と土地、建物の貸借契約を締結いたしておりましたが、本協議会の役員の方の状況、運営状況、活動状況、施設管理の状況などにつきましては、本協議会に一任していたこともございまして、状況把握等が不足していたのではないかと考えております。今後におきましては、今回のことを教訓といたしまして、適切な施設管理、状況把握等に努めてまいりますとともに、本案件を早急に解決いたしまして、次のステップとして地元内野、筑穂地区を中心とした方々と一体となって、1日も早く内野地区活性化と本市の観光事業の拠点としての活用ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

○深町委員

これは私が思うんですが、今回の裁判費用というのが一応84万4千円ということで計上されていますが、裁判というのは出来高みたいな話がありまして、あとどのぐらいかかるとかいう臆測というか、この費用で決着するのか、あとどどんまだかかっていくのかとかいう、その辺がちょっと気になりますので、その辺の意見をちょっとお聞きします。

○商工観光課長

今回の6月補正で予算を計上させて要求させていただいています費用につきましては、弁護士の謝礼金という形で計上させていただきます。先ほど来、ちょっと今後の経過についてもお話をさせていただきましたけど、まずは今回、訴訟に至るまでに執行官のほうでいろいろ現地

に赴きまして、その不法占有者に対しての行動があります。その中で現段階で考えましたら、訴訟、裁判ですかね、裁判に進むのか、もしくはまた先方の不法占有者ほうから、また本市のほうに話があって和解をするのかとか、いろいろそういう場面が想定されますので、今後の見通しといたしますか、費用については本予算を議決いただきまして、早々に顧問弁護士と相談をいたしまして、事務手続を進めてまいりながら、今後の不法占有者の動きによって、いろいろ対応を考えていきたいと思っていますので、現段階で今後どれぐらい費用かかるかというのはちょっとまだ把握していないという状況でございます。

○深町委員

わかりました。次に、本市では内野地区と同じような施設委託などを行っているほかの法人や団体などで、このようなことが二度とないように起きないように、何か対策は考えているのか、お示してください。

○商工観光課長

商工観光課といたしましては、今回のことを教訓といたしまして、賃借契約締結等における相手方の運営状況、また施設管理等につきましても的確に情報把握を行いながら、施設管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:52

再 開 11:04

委員会を再開いたします。

先ほど保留していました小幡委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○文化課長

先ほどは失礼いたしました。まず今回、嘉穂劇場の耐震性能としましては、現行の建築基準法でありますものにのっとりまして、文化財も含めた中の基準の中で、耐震強度としましては、6強を目指して耐震化を行うものとしております。

○小幡委員

木造の耐震化ですよ。熊本地震があつて2000年以降、新基準耐震法ができてから、木造は6から7を目指せというような形になっていますよね。嘉穂劇場はスパンが広いではないですか。多分、壁、柱の接合部分とかかなり傷んでいるので、大体、大体ですよ、ああいう木造の造りは最終的には鉄骨を、補強を入れたりとかやっついていかないと耐震に耐えられないと思うんですよ、観客も来る予定でしょうから。18か月か、耐震診断の期間はとってありますけど、先ほどの答弁の中に早くオープンしてくれという要望はあろうけど、ここをしっかりと耐震診断して、もうお金かかるというのはもう見えていますよ。でも利用する以上、かけるところはかけて、木造の景観を損なわないような計画をしっかりと立ててください。要は、議会としても受け入れるということで、承諾していますので、その点しっかりと計画を立ててください。それと予算を上げた以上は、もう時間がないから聞かないけど、5千万円強の予算でしょう。5千万円の根拠があるわけだから、どういった診断をするとかいう明細的なものを今後は説明を求められた場合にちゃんと答えられるように配慮してください。

耐震はわかりました。嘉穂劇場、先ほど途中だったんですけど、土地の購入価格の予算が、5190万円を計上されていますね、用地購入費として。平米数は先ほど聞きました。平米単価に直すと約2万1912.43円と。坪単価に直すと7万2千円ぐらいだね。それが高いのか、安いのかはちょっと置いといたとして、路線価格が2万3千円とか2万8千円とか出ているんだけど、本会議場で聞いた質疑の中で路線価格を参考にしますよね。なおかつ、近隣の売買、土地の売買の実績があればそれも参考にしますよね、通常。市の評価額等もありますよね。そういうところから、土地の価値というのを見極めるんだけど、この5198万円の根拠とな

る話の中で、土地を想定しました、不要な建物の解体費を差し引いて、この値段という説明を受けたんですけども、そこは間違いはないですか。

○文化課長

間違いございません。

○小幡委員

またちょっと明細になりますけど、この用地の購入費5198万円の中には、今言った解体費用を差し引いているんだよね。解体費用は幾ら、いわゆる想定した分を元価格から差し引いた、その内訳はわかりますか。

○文化課長

この解体費用につきましても、この不動産鑑定の中で算定をしておりますので、具体的な金額については、差し控えをさせていただきます。

○小幡委員

金額というよりも仮に1億円の評価がある土地に、3千万円の建物解体費用がかかるという、差引き7千万円で買うと、そういう組立てているんでしょう、これね。2階建ての建物とか、ちょっと鉄骨の片屋根の駐車場とあって、ああいうものの解体費用というのは出したんですよ。それは発表ができないとか、説明ができないのでしょうか、これ以上は聞かないけれども、民間的な感覚でちょっと言いますけど、土地を買うという立場、買い手側と売り手側があるんだけど、これは予算が5198万円とか計上して、私が地主だったら、これで予算が決まれば、マックス5千万円はあるんだねというのを、事前に知らせるような形になるんだけど、地権者との事前交渉を何度かされた上で、この予算があれば決着がつくという判断なんですか。まるっきり話もせず、予算を計上しているんですか、その点は答えられますか。

○文化課長

今回、必要な跡地の購入につきましては、地権者と何度か交渉のほうさせていただいております。ただし、具体的な金額の提示といいますのは、今回予算が成立してからということになりますので、具体的な金額のほうの提示は行われておりません。ただ算定の方法につきましては、こういった現状有姿での売買になりますので、その解体費用を差し引くことや必要な経費、その他の必要な経費について、また交渉をさせていただくということで、事前には打合せのほうさせていただいております。

○小幡委員

わかりました。全然、交渉していないというような話を聞いていたのでちょっと質問したんですよ。だから心配したのは、要はこの計上した金額の中で収まらなかったら、また追加的にお金が要るんで、執行部としてはこの予算内で何度か交渉されているんだろうから、この予算を仮に議会が承認しとけば、この予算内で決着がつくという自信のもとに計上されていると判断して、採決に臨みましょう。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:13

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

次に、「議案第68号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第68号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。「議案第68号」と表示されております補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策など、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に14億579万2千円を追加して、828億4834万5千円にするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金、県支出金につきましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。このうち、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新たに交付限度額が示された5億2207万7千円を含めまして、6億702万7千円を追加するものでございます。

繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整として、4億4889万2千円を追加するものでございます。

5ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、民生費、社会福祉総務費の福祉サービス事業所等燃料費等高騰対策支援事業費では、介護サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所を有する法人に対し、燃料費等高騰の負担軽減を図るため、支援金を交付する経費、5416万3千円を計上するものでございます。なお、この事業は、6ページの児童措置費で保育施設分として710万9千円を計上し、8ページの教育費、幼稚園費で幼児教育施設分として260万3千円を計上いたしております。

5ページの自宅待機買物困難世帯支援事業費では、継続事業ではございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した自宅待機中の世帯で支援が必要な世帯に対し、買物代行及び食料品等の給付を行うため、456万3千円を計上するものでございます。

高齢者福祉費、高齢者デジタルコミュニケーション支援事業費では、コロナ禍における高齢者のコミュニケーション支援のため、モバイル端末機器を購入し通信契約を締結する65歳以上の方を対象に、一人当たり3万円の取得奨励補助金を交付する経費、3057万4千円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。児童福祉総務費の子育て世帯応援事業費では、子育て世帯の生活を応援するため、高校3年生の年齢までの子どもに対し、市内店舗で利用できる応援券を、一人当たり3万円分配付する経費、7億2011万8千円を計上するものでございます。

低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費は、国の制度でございまして、低所得の子育て世帯に対し5万円を給付するもので、5月30日に専決処分いたしました児童扶養手当受給世帯分以外の世帯分について、9965万8千円を追加するものでございます。

児童措置費の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助事業費では、国の交付金を活用いたしまして、延長保育、一時預かり事業を実施する私立保育園等、及び病児保育事業を実施する事業所の感染症対策経費を補助するため、755万円を追加するものでございます。なお、この事業は、8ページの教育費、幼稚園費で私立幼稚園等分として330万円を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。ファミリーサポートセンター事業費では、国の交付金を活用いたしまして、感染症拡大防止に必要な衛生用品の購入費用として、10万6千円を計上するものでございます。

衛生費、予防費のワクチン接種事業費では、4回目のワクチン接種にかかる経費、2億

3937万8千円を追加するものでございます。

清掃総務費の一般廃棄物収集運搬業務感染症対策支援事業費では、感染予防に取り組むごみ収集事業者及びし尿収集事業者の事業継続を支援するため、290万2千円を計上するものでございます。

商工費、商工業振興費の地域活性化応援券発行補助事業費では、新たに紙券4万部を追加発行するため、8508万4千円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。教育費、保健体育施設管理費の保健体育施設管理費では、コロナ禍における健康の維持・促進のため、屋外で夜間にスポーツ活動ができる穂波野球場、穂波グラウンド、小学校運動場の照明をLED化する経費、1億4450万円を計上するものでございます。

9ページ以降に、今回の補正に係る歳入及び歳出予算額の推移表、基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

すみません、1点だけ確認させてください。資料の6ページの一番上ですね。子育て世帯応援事業費、これは子育て世代の生活を応援するために、市内登録店舗で使用できる応援券を発行するものということでございますが、この対象者が1と2、3がありますが、これを見ましたら、1と2を合わせましたら、令和4年4月1日時点で飯塚市に住民登録があり、平成16年4月2日から令和4年9月30日まで生まれた方が対象になるということですよ。確認です。

○子育て支援課長

はい、そのとおりでございます。

○田中裕委員

あともう1点だけ、この商品券の対象者には、所得制限というものはあるんですか。

○子育て支援課長

今回の応援券につきましては、所得制限等は設けておりません。全ての世帯を対象としております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

私も1、2点だけ教えてください。6ページの福祉サービス事業等の燃料費の高騰対策支援事業費というのがありますね。高騰する燃料費の燃料、電気、ガス料金が今上がっているんですね。福祉サービス事業所に400万円未満の法人に対しては、一法人なら10万円、燃料補助をしよう。その後、保育所のほうもありますよね。これは書いてあるのが燃料、電気、ガス料金の負担軽減だから、これは施設法人が年間の燃料、電気、ガス料金の使用料が合計の400万円以下ということは、水道料金は含まれないわけ。

○高齢介護課長

今回の燃料費高騰対策支援事業費の区分分けについてでございます。支援事業の目的としましては、燃料、電気、ガス料金の負担を軽減するということが目的としておりますけれども、実際の支援額を算定するに当たっての区分につきましては、燃料費と光熱水費、水道料金も含んだ額での年間決算額で区分をすることといたしております。

○小幡委員

では8ページの幼稚園費も同じような支援をしようということだけれども、これは対象法人

数が9法人ということで、個人の幼稚園というか保育所とかいうのは当てはまらないんですか、法人格だけ。

○保育課長

9法人につきましては、それぞれの幼稚園、こども園の幼稚園分ということで全て法人化されておりますので、全ての幼稚園に該当いたします。

○小幡委員

了解しました、そうよね、認知的に受けた、受けていない別にしても法人格だからね。個人はいないということですね。この今400万円未満で、燃料費及び光熱水ですから、水道料金も含まれるということで、これは法人さんが申請しますよね。年間、まず見込みだから、もう数か月分を払っておりますので去年の燃料費とか、そういう資料を持って行って申請するようなスタイルをとられるんですか。

○高齢介護課長

令和3年度の年間決算額を基準にしたいと考えておりますけども、法人によっては決算時期が異なりますので、直近の決算額、それから開業したばかりというような法人があった場合には、任意の一月分を1.2倍するような形で区分を考えております。

○小幡委員

ゼロ円よりも少しでも支援してもらったほうが、助かると思いますので、その点よろしくお願います。結局、国から、国、県支出金やら等が十数億円が入ってきますよね。最後、繰入金に財政調整基金が4億4800万円ほど繰り入れるようになっておりますが、言い方が悪いんだけど、4億4千万円が余っちゃうということなんですかね。それを一般財源に取りあえず入れようという表現なんですか。

○財政課長

ただいまの財政調整基金繰入金のほうにつきましては、こちらは積み立てるものではなくて、取崩しをするほうになりますので、今回計上しておりますこの補正予算で4億4800万円が財源として足りないの、財政調整基金から取り崩すということにしております。

○小幡委員

今、計画されている事業を計画どおりやっちゃうと、4億4800万円ほど不足ということですね。これを財政調整基金から支出させて補うということですね。はい、ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

まず、社会福祉総務費についてお尋ねします。新型コロナウイルス感染対策事業費として456万3千円ですか、上がっていますが、自宅待機買物困難者の事業費に今までの利用状況ですか、どのくらいされたのか実績があれば教えてください。

○生活支援課長

この事業による買物支援につきましては、令和3年2月22日より申請の受け付けを開始しております。令和2年度につきましては、申請件数がゼロ件で、利用実績はございませんでした。令和3年度は、12月末時点での利用実績はございませんでしたが、新型コロナウイルス感染症第6波による感染拡大の影響で、令和4年1月より申込みが入るようになっておりました。本年1月以降5月までの利用実績を述べさせていただきます。1月の申込み数は5世帯、買物実績回数は延べ5回、食料品等の給付金額は、3万6598円、買物代行手数料は2万5千円でございます。2月の申込み数33世帯、買物実績回数は延べ66回で、給付金額は33万9146円、買物代行手数料は33万円でございます。3月の申込み数29世帯、買物実績回数は延べ53回で、給付金額は27万8243円、買物代行手数料は26万5千円でご

ございます。4月の申込み数17世帯、買物実績回数延べ34回、給付金額は19万2907円、買物代行手数料は18万7千円でございます。5月の申込み数6世帯、買物実績回数11回、給付金額は5万8910円、買物代行手数料は6万円となっております。利用の状況は本年2月、3月をピークにその後の感染者発生数の低下に伴って減少をしてきているところでございます。

○深町委員

はい、わかりました。私も友人が1回なったので、そういうことをして持っていた経緯があるんですけども、大変喜ばれています。この支援事業を利用するに当たり、要件や申込み方法が、どのようにすればいいのか、教えてください。

○生活支援課長

この事業による支援の対象となる世帯につきましては、世帯に新型コロナウイルス陽性者が発生し、自宅待機となった場合で、世帯内に買物をする人がいない場合や、陽性患者が入院等の場合で、自宅に残された世帯人が高齢、障がい、未成年などの理由で買物ができず、支援が必要な世帯、また新型コロナウイルス感染症の治療後に、後遺症によって、自力で買物することが困難となった世帯等を支援の対象としております。支援の申込み方法は、電話で生活支援課に申し込んでいただいておりますが、買物支援事業の対象世帯や問合せ先を、市のホームページに掲載するとともに、同じ内容を記載したチラシを、対象となる陽性患者が発生された世帯へ郵送して案内を行っているところでございます。

○深町委員

はい、わかりました。PRとか、どういうふうに周知徹底するのかを考えて、たくさんの方が利用できるようお願いしたいと思います。

次に、高齢者福祉、新型コロナウイルス感染症費についてお尋ねします。高齢者のデジタルコミュニケーション支援事業費について、本市全体でどのくらいの高齢者がスマートフォンを所有していないと考えておられるのか、お尋ねします。また、そのうち本事業の対象者をどのように試算し、予算計上しているのか、教えてください。

○高齢介護課長

スマートフォンを所有していない高齢者の人数につきましては、総務省が通信利用動向調査というのを行ってございまして、この調査によりますと、65歳以上の高齢者のスマートフォンの保有率は46.4%、それから65歳以上74歳以下の前期高齢者のスマートフォン保有率は66.7%となっております。この数字に基づきまして、飯塚市の65歳以上の高齢者人口が約4万人、65歳以上74歳以下の前期高齢者の人口が約2万人でございますので、飯塚市内でスマートフォンを所有していないと考えられるのは、65歳以上の高齢者でいいますと約2万1千人、前期高齢者人口で申し上げますと約6700人でございます。予算計上の考え方ですけども、今回の補正予算では1千人分を計上させていただいております。1千人を対象とした場合には、前期高齢者人口のスマートフォン保有率を約5%程度引き上げる試算となることとなりますので、まずは高齢者のスマートフォン保有率を50%以上、前期高齢者のスマートフォン保有率70%以上になることを目標に、この事業を実施したいと考えております。

○深町委員

半分近い人は持たれていない、65歳以上ということでありまして、まだまだですね。この支援事業でスマートフォンを購入する場合の店舗や、補助金申請する方法を、手続等がどのようにされるのか、教えてください。

○高齢介護課長

この支援事業でスマートフォンを購入する場合の店舗につきましては、市内の携帯電話取扱い店舗で、高齢者の方がデジタル端末機器を購入した後、使い方等についてのアフターサービスができる店舗を指定することを考えております。機器の販売のみを行うような店舗は指定し

ないこととしております。また、補助金申請につきましては、高齢者の方から委任を受けた上で、補助金申請を指定した店舗に代行していただく。購入の際に、補助金申請を店舗にやっていただくというようなことを考えております。

○深町委員

次に、デジタルツール活用教室を受講するようになっていますが、どのような研修内容なのか、またどこで研修会を実施するようにしているのか、教えてください。

○高齢介護課長

この事業につきましては、高齢者の方がデジタル端末機器を購入した後、使い方等についてのデジタルツール活用教室をその店舗で受講できるような店舗を指定いたしますので、スマートフォンを購入した店舗でデジタルツール活用教室を受講していただくこととしております。活用教室の内容でございますが、スマートフォンの使い方、メールアプリケーションのダウンロード、飯塚市のSNSでありますLINE、ツイッター、フェイスブックのいずれかの登録と活用法、それから福岡県が実施しております防災メールまもるくんの登録と活用法などを、高齢者の方にわかりやすく教えていただき、教室後にも様々なお問合せ等に対応していただくこととしていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

今に関連してですけど、これは高齢者がスマートフォンを買うための手助けだよね。買換えは駄目なの。

○高齢介護課長

今回対象としておりますのは、スマホの新規購入と、いわゆるガラケーといいますが、フィーチャーフォンからの買換えを対象として、新たにスマホを購入の方が対象となります。

○小幡委員

申請の補助対象期間は、いつからいつまでですか。

○高齢介護課長

失礼しました。8月から実施開始しまして年度内ということで考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:39

再 開 11:40

委員会を再開いたします。

次に、「議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長補佐

「議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。本議案につきましては、地方税法等の

一部を改正する法律、及びその関連法令が、令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日施行分につきましては、さきの議会におきまして、専決処分の承認をいただいたところでございますが、それ以外の施行日分につきましては、飯塚市税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、議案の概要及び新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長と対象者の見直し、及び上場株式等に係る配当所得等の課税方式の変更に対応するため、関係規定を整備するものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。新旧対照表の附則7条の3につきましては、所得税の住宅ローン控除の適用者に関して、所得税額から控除し切れなかった額を、所得税の課税総所得金額などの5%、最高9万7500円の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除するものでありますが、本措置の適用期限を令和20年度分まで延長するとともに、その対象者を令和7年までに居住したのものに見直すもので、この分の施行日は令和5年1月1日となっております。

次に、議案書の12ページをお願いいたします。新旧対照表の附則第16条の3につきまして、上場株式等の配当所得等に関しまして、3つの課税方式、総合課税、申告不要、申告分離課税方式がございまして、現行では、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっておりますが、今回の税制改正によりまして、個人住民税に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を、所得税と一致させるものとなりまして、この部分の施行日は令和6年1月1日となっております。その他、地方税法等改正に伴い、各種申告書の記載事項の変更及び参照条項ずれや条項削除等への対応を行っております。以上、簡単ではございますが、「飯塚市税条例等の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 11:44

再開 11:47

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」について補足説明を行います。議案書の36ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第96条第1項第8号及び、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものであり、内容といたしましては、飯塚市消防団、颯田方面隊第四分団に消防ポンプ自動車1台について、買換え配備を行おうとするものです。なお、取得価格は、2076万8千円、契約の相手方は、株式会社ナカムラ消防化学福岡営業所でございます。以上簡単ですが、議案の補足

説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

質疑というよりも要望なんだけど、消防ポンプ自動車が必要だから買うのは十分分かるんだけど、昔は消防自動車の仕様書ぐらいつけていたじゃない。どれぐらいの大きさの消防車で、その能力はどれぐらいあるとか。でかいのか、ちっちゃいのかわからないけど、2600万円。2千万円だよと言われても、大型、小型、中型、はしご車いろいろあって、できたら、今後やはりそういった資料は、大変でしょうけどつけていただきたい。これは要望で構いませんけど、よろしく願いいたします。概略がわかったらちょっと説明してください。

○防災安全課長

今、消防自動車ですね、ポンプ自動車を整備しますのはCD1型という、標準的な消防自動車でございます。規格に対しては、また今後、資料として提出させていただきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、御手元の資料によりご報告いたします。今回、ご報告をいたします工事は、穂波庁舎空調設備改修機械設備工事でございます。入札の執行状況につきましては業者選考委員会において、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、専門工事、管・空調、Aランクに格付されている市内業者のうち、特定建設業の許可を受けているものという要件等を決定し入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明をいたします。穂波庁舎空調設備改修機械設備工事につきましては、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9658万4400円、落札率91.99%で、ユゲデンキ株式会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります5者中5者、同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。以上、工事請負契約についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

すみません。ちょっとこれは、正副委員長の打合せのときもお聞きしたんですが、メーカー名とかわかりましたら教えてください。

○徳波支所市民窓口課長

今回の改修におけるメーカーの指定というのは特にございませんで、能力を満たしていれば、どこでも選択可能という形にしております。ちなみに、現在導入しておりますメーカーにつきましては、中央熱源につきましては、三菱重工冷熱システム株式会社、個別エアコンにつきましては、三菱電機株式会社のもをを導入しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。これもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。